

○ 内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省 告示第一号

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第四十六号）の施行に伴い、及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二条の二の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（平成二十五年 内閣府、国家公安委員会、告示第一号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

令和二年三月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

国家公安委員会委員長 武田 良太

法務大臣 三好 雅子

厚生労働大臣 加藤 勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 我が国の現状</p> <p>(1) 法制定及び改正の経緯</p> <p>平成13年4月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、法が制定され、保護命令の制度や、都道府県の配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）による相談や一時保護等の業務が開始された。</p> <p>平成16年5月には、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の策定及び都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「都道府県基本計画」という。）の策定等を含む法改正が行われ、平成16年12月に施行されるとともに、基本方針が策定された。その後、順次都道府県基本計画が策定された。</p> <p>平成19年7月には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護</p>	<p>第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 我が国の現状</p> <p>(1) 法制定及び改正の経緯</p> <p>平成13年4月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、法が制定され、保護命令の制度や、都道府県の配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）による相談や一時保護等の業務が開始された。</p> <p>平成16年5月には、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の策定及び都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「都道府県基本計画」という。）の策定等を含む法改正が行われ、平成16年12月に施行されるとともに、基本方針が策定された。その後、順次都道府県基本計画が策定された。</p> <p>平成19年7月には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護</p>

のための施策を更に推進するため、保護命令制度の拡充、市町村(特別区を含む。以下同じ。)における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下「市町村基本計画」という。)の策定及び支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする法改正が行われ、平成20年1月に施行された。

平成25年6月には、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とすることを内容とする配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第72号)が制定され、平成26年1月3日に施行されたところである。この改正により、法律の題名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められた。

令和元年6月には、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされる配偶者からの暴力の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を法文上明確化するとともに、その保護の対象である被害者にその同伴する家族も含めることとする法改正が行われたところである。今後、改正の趣旨にも十分留意して、施策を実施していくことが必要である。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策の現状

のための施策を更に推進するため、保護命令制度の拡充、市町村(特別区を含む。以下同じ。)における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下「市町村基本計画」という。)の策定及び支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする法改正が行われ、平成20年1月に施行された。

平成25年6月には、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とすることを内容とする配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第72号)が制定され、平成26年1月3日に施行されたところである。この改正により、法律の題名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められた。今後、改正の趣旨にも十分留意して、施策を実施していくことが必要である。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策の現状

ア 都道府県基本計画及び市町村基本計画

都道府県基本計画は、47都道府県全てにおいて策定されている。市町村基本計画は、令和元年10月現在、1,150市区町村において策定されている。

イ 配偶者暴力相談支援センター

平成31年4月現在、47都道府県及び113市区町村において、合計287施設が、支援センターとしての機能を果たしている。

ウ 相談

支援センターで受け付けた相談の件数は、平成14年度には35,943件であったが、平成30年度には114,481件となり、増加傾向にある。

平成30年度に受け付けた相談件数について、人口比で見ると、人口1万人当たりの相談件数が最も多い都道府県では28.2件であるのに対して、少ない都道府県では1.7件であり、大きな地域差が見られる。

婦人相談所等における来所による夫等の暴力の相談件数について見ると、平成13年度では13,071件であったものが、平成29年度には32,281件となっており、婦人相談所等における来所による相談件数全体に占める夫等の暴力に関する相談の割合も19.2パーセントから41.2パーセントと増加している。

また、警察が対応した配偶者からの暴力相談等の件数は、平成14年で14,140件であったものが、平成30年には77,482件となっている。

エ 一時保護

ア 都道府県基本計画及び市町村基本計画

都道府県基本計画は、47都道府県全てにおいて策定されている。市町村基本計画は、平成25年9月現在、563市町村において策定されている。

イ 配偶者暴力相談支援センター

平成26年7月現在、47都道府県及び70市において、合計243施設が、支援センターとしての機能を果たしている。

ウ 相談

支援センターで受け付けた相談の件数は、平成14年度には35,943件であったが、平成25年度には99,961件となり、年々増加傾向にある。

平成25年度に受け付けた相談件数について、人口比で見ると、人口1万人当たりの相談件数が最も多い都道府県では69.5件であるのに対して、少ない都道府県では1.7件であり、大きな地域差が見られる。

婦人相談所等における来所による夫等の暴力の相談件数について見ると、平成13年度では13,071件であったものが、平成24年度には30,000件となっており、婦人相談所等における来所による相談件数全体に占める夫等の暴力に関する相談の割合も19.2パーセントから35.8パーセントと増加している。

また、警察が対応した配偶者からの暴力相談等の件数は、平成14年で14,140件であったものが、平成25年には49,533件となっている。

エ 一時保護

婦人相談所一時保護所における入所者のうち、夫等の暴力を入所理由とする者は、平成13年度では2,680件であったものが、平成29年度には3,000件となっている。

オ 保護命令

平成30年の保護命令の発令件数は1,700件となっている。その内訳を見ると、被害者に関する保護命令のみが発令された件数が130件、被害者に関する保護命令に加えて、「子」及び「親族等」への接近禁止命令が同時に発令された件数が357件、被害者に関する保護命令に加えて、「子」への接近禁止命令が発令された件数が689件、被害者に関する保護命令に加えて、「親族等」への接近禁止命令が発令された件数が224件となっている。また、保護命令の発令件数のうち、退去命令を含む発令件数は491件、再度の申立てに係る発令件数は192件となっている。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

ア [略]

イ 配偶者からの暴力及び被害者の範囲

法において、「配偶者からの暴力」は、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつ

婦人相談所一時保護所における入所者のうち、夫等の暴力を入所理由とする者は、平成13年度では2,680件であったものが、平成24年度には4,373件となっている。

オ 保護命令

平成25年の保護命令の発令件数は2,312件となっている。その内訳を見ると、被害者に関する保護命令のみが発令された件数が603件、被害者に関する保護命令に加えて、「子」及び「親族等」への接近禁止命令が同時に発令された件数が534件、被害者に関する保護命令に加えて、「子」への接近禁止命令が発令された件数が945件、被害者に関する保護命令に加えて、「親族等」への接近禁止命令が発令された件数が230件となっている。また、保護命令の発令件数のうち、退去命令を含む発令件数は545件、再度の申立てに係る発令件数は352件となっている。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

ア [同左]

イ 配偶者からの暴力及び被害者の範囲

法において、「配偶者からの暴力」は、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつ

ては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むと規定されている。ただし、法第3章については、配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限るとされている。このため、基本方針においても、第2の3及び4（2）イについては、配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限るものとする。

また、法第4章については、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。）を受けた者が「被害者」とされている。このため、第2の8及び別添については、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。）を受けた者を「被害者」とする。

[ウ・エ 略]

（2） [略]

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

[略]

〔（1）・（2） 略〕

（3） 民間団体との連携

法第3条第5項において、支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものと

ては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むと規定されている。ただし、法第3章については、配偶者からの身体に対する暴力に限るとされている。このため、基本方針においても、第2の3及び4（2）イについては、配偶者からの身体に対する暴力に限るものとする。

また、法第4章については、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。）を受けた者が「被害者」とされている。このため、第2の8及び別添については、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。）を受けた者を「被害者」とする。

[ウ・エ 同左]

（2） [同左]

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

[同左]

〔（1）・（2） 同左〕

（3） 民間団体との連携

法第3条第5項において、支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものと

することとされている。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、この問題に取り組み民間団体も大きな役割を担っており、被害者の多様な状況に対応するためには、このような民間団体と支援センターとが対等な関係性において、必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。このため、日ごろから、日常の業務の中で、両者が情報を共有し緊密な関係を構築していくことが必要である。

民間団体との連携の例としては、相談業務、広報啓発業務、同行支援等の自立支援、研修等における専門的知見の活用、関係機関の協議会への参加の招請等様々なものが考えられる。実際の支援に当たっては、必要に応じ、民間団体と意見交換、調整を行って、対応することが望ましい。また、支援センターについては、当該支援センターの業務の委託について、別途法令の定めがある場合を除き、その業務の全部又は一部を民間団体に委託することも可能である。業務の委託を含め、どのような連携を行うかは支援センターの状況、個々の被害者の状況等個別の事案に即して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を効果的に行う観点から、当該地域で活動する民間団体の状況及びその意見を踏まえて、それぞれの支援センターにおいて判断することが望ましい。

2 [略]

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

ア [略]

することとされている。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、この問題に取り組み民間団体も大きな役割を担っており、被害者の多様な状況に対応するためには、このような民間団体と支援センターとが、必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。このため、日ごろから、日常の業務の中で、両者が情報を共有し緊密な関係を構築していくことが必要である。

民間団体との連携の例としては、相談業務、広報啓発業務、同行支援等の自立支援、研修等における専門的知見の活用、関係機関の協議会への参加の招請等様々なものが考えられる。実際の支援に当たっては、必要に応じ、民間団体と意見交換、調整を行って、対応することが望ましい。また、支援センターについては、当該支援センターの業務の委託について、別途法令の定めがある場合を除き、その業務の全部又は一部を民間団体に委託することも可能である。業務の委託を含め、どのような連携を行うかは支援センターの状況、個々の被害者の状況等個別の事案に即して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を効果的に行う観点から、当該地域で活動する民間団体の状況及びその意見を踏まえて、それぞれの支援センターにおいて判断することが望ましい。

2 [同左]

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

ア [同左]

イ 医師その他の医療関係者等からの通報

〔(ア)～(エ) 略〕

(オ) 福祉関係者

市町村、児童相談所等の職員、民生委員・児童委員等の福

祉関係者は、医療関係者と同様、相談援助業務や対人援助業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、(ア)から(エ)までに準じた対応を行うことが望ましい。

(2) 通報等への対応

ア 配偶者暴力相談支援センター

〔(ア)・(イ) 略〕

(ウ) 子どもに関する情報への対応

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条第4号において、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待に当たるとされている。また、子どもが直接、暴力の対象となっている場合もあり得る。このため、通報の内容から児童虐待に当たると思われる場合には、同法に基づき、支援センターから、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告を行うことが必要である。また、その後の被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族）に対する支援に際しては、児童相談所等と十分な連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

イ 医師その他の医療関係者等からの通報

〔(ア)～(エ) 同左〕

(オ) 福祉関係者

民生委員・児童委員等の福祉関係者は、医療関係者と同様

、相談援助業務や対人援助業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、(ア)から(エ)までに準じた対応を行うことが望ましい。

(2) 通報等への対応

ア 配偶者暴力相談支援センター

〔(ア)・(イ) 同左〕

(ウ) 子どもに関する情報への対応

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条第4号において、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待に当たるとされている。また、子どもが直接、暴力の対象となっている場合もあり得る。このため、通報の内容から児童虐待に当たると思われる場合には、同法に基づき、支援センターから、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告を行うことが必要である。また、その後の被害者に対する支援に際しては、児童相談所等と十分な連携を図ることが望ましい。

(エ) [略]

イ [略]

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

[略]

ア [略]

イ 相談を受けた場合の対応

支援センターにおいて被害者の相談に当たる職員は、被害者から電話による相談があつた場合には、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、被害者に来所して相談したいとの意向があれば、これを促すことなどが必要である。また、来所した被害者の面接相談を行う場合には、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているかを把握し、被害者の抱える問題を適切に理解して、問題解決に向けて助言を行うこと等が必要である。さらに、保護を受けるか否かについては被害者本人が判断し決定すべきことであることから、被害者に対し、関係機関の業務内容の説明や助言を行うとともに、必要な援助を受けることを勧奨すること等も必要である。

被害者に対する支援を行うに当たっては、被害者の国籍、障害の有無等を問わずプライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行うことが必要である。被害者が、外国人、障害者、高齢者等であることよって、支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応、施設整備等の面において

(エ) [同左]

イ [同左]

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

[同左]

ア [同左]

イ 相談を受けた場合の対応

支援センターにおいて被害者の相談に当たる職員は、被害者から電話による相談があつた場合には、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、被害者に来所して相談したいとの意向があれば、これを促すことなどが必要である。また、来所した被害者の面接相談を行う場合には、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているかを把握し、被害者の抱える問題を適切に理解して、問題解決に向けて助言を行うこと等が必要である。さらに、保護を受けるか否かについては被害者本人が判断し決定すべきことであることから、被害者に対し、関係機関の業務内容の説明や助言を行うとともに、必要な援助を受けることを勧奨すること等も必要である。

被害者に対する支援を行うに当たっては、被害者の国籍、障害の有無等を問わずプライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行うことが必要である。被害者が、外国人、障害者、高齢者等であることよって、支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応、施設整備等の面において

、それぞれの被害者の立場に立った配慮を行うことが望ましい。
また、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう留意することが必要である。

なお、支援センターを設置していない市町村においても、上記のような対応を参考にしながら対応に当たることが必要である。

さらに、通報への対応と同様に、相談の内容から児童虐待に当たると思われる場合には、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告することが必要である。通告に当たっては、児童虐待に係る通告義務について、必要に応じ、被害者に対し、説明を行うことが望ましい。また、その後の被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）に対する支援に際しては、児童相談所等と十分な連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

また、相談の内容から高年齢者虐待又は障害者虐待に当たると思われる場合には、市町村に通報することが必要である。また、市町村への通報に当たっては、被害者に対し、説明を行うことが望ましい。その後の支援センターにおける被害者に対する支援に際しては、市町村と十分な連携を図ることが望ましい。

(2) [略]

(3) 人権擁護機関

法務省の人権擁護機関では、法務局等における人権相談所や「女性の人権ホットライン」といった専用電話において、配偶者か

、それぞれの被害者の立場に立った配慮を行うことが望ましい。
また、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう留意することが必要である。

なお、通報への対応と同様に、相談の内容から、児童虐待に当たると思われる場合には、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告することが必要である。通告に当たっては、児童虐待に係る通告義務について、必要に応じ、被害者に対し、説明を行うことが望ましい。また、その後の被害者に対する支援に際しては、児童相談所等と十分な連携を図ることが望ましい。

高年齢者虐待又は障害者虐待に当たると思われる場合には、事案に応じ、市町村に通報することが必要である。また、市町村への届出について、必要に応じ、被害者に対し、説明を行うことが望ましい。その後の支援センターにおける被害者に対する支援に際しては、市町村と十分な連携を図ることが望ましい。

(2) [同左]

(3) 人権擁護機関

法務省の人権擁護機関では、人権相談所や「女性の人権ホットライン」といった専用電話において、配偶者からの暴力を含めた

らの暴力を含めた相談に応じるほか、被害者から、人権侵犯による被害を受け、又は受けるおそれがある旨の申告等があった場合は、速やかに救済手続を開始する。

上記相談や申告を受け、配偶者からの暴力事案を認知した場合、人権侵犯事件として所要の調査を行い、必要に応じて支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、一時保護施設等への紹介等の援助を行うなど、被害者の保護、救済に努める。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。被害者の抱える困難に対応するため、支援センター等は、被害者が民間団体に相談していることが判明した場合には、その状況を聴き、支援センター等における相談業務がよりの確に実施されるように努めるなど、必要に応じて民間団体との連携を図ることが望ましい。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

被害者は、繰り返しされる暴力の中でPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることもあり、また、加害者からの追及の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にある場合もある。

同伴する家族も同様に心理的被害を受けている場合が多く、特に子どもについては、配偶者に対する暴力による心理的虐待に加え、

相談を受け付けるほか、被害者から、人権侵犯による被害を受け、又は受けるおそれがある旨の申告等があった場合は、速やかに救済手続を開始する。

上記相談や申告を受け、配偶者からの暴力事案を認知した場合、人権侵犯事件として所要の調査を行い、支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、事案に応じ、説示等を行うことにより、被害者の保護、救済に努めることが必要である。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。支援センターでは、被害者が民間団体に相談していることが判明した場合は、その状況を聴き、支援センターにおける相談業務がよりの確に実施されるようにすることなどが考えらえる。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

被害者は、繰り返しされる暴力の中でPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることもあり、また、加害者からの追及の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にある場合もある。

同伴する家族も同様に心理的被害を受けている場合が多く、特に子どもについては、配偶者からの暴力による心理的虐待に加え、

転居や転校を始めとする生活の変化等により、種々の大きな影響を受けやすい。さらに、子ども自身が親からの暴力の対象になっている場合もある。

法第3条第3項第2号において、支援センターは、被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこととされている。

(1) [略]

(2) 子どもに対する援助

ア 児童相談所等における援助

子どもの目の前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に当たるものであり、児童相談所においては、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対しては、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、個々の子どもの状況に応じてカウンセリング等を実施することが必要である。被害者が避難先から地域に戻り生活を始めた場合又は他の地域から転居し生活を始めた場合等、子どもが安心して安定した生活ができるよう、継続的な支援を行うことが必要である。

なお、子どもに対する医学的又は心理的な援助は児童相談所が中心となつて対応するものであるが、虐待を受けた子どもやその家庭に対する援助については、市町村もその役割を担っている。このため、市町村は要保護児童対策地域協議会を活用し、援助が必要な子どもやその家庭に関する情報を関係機関で共

居や転校を始めとする生活の変化等により、種々の大きな影響を受けやすい。さらに、子ども自身が親からの暴力の対象になっている場合もある。

法第3条第3項第2号において、支援センターは、被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこととされている。

(1) [同左]

(2) 子どもに対する援助

ア 児童相談所等における援助

子どもの目の前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に当たるものであり、児童相談所においては、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対しては、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、個々の子どもの状況に応じてカウンセリング等を実施することが必要である。被害者が避難先から地域に戻り生活を始めた場合又は他の地域から転居し生活を始めた場合等、子どもが安心して安定した生活ができるよう、継続的な支援を行うことが必要である。

なお、子どもに対する医学的又は心理的な援助は児童相談所が中心となつて対応するものであるが、虐待を受けた子どもやその家庭に対する援助については、市町村もその役割を担っている。このため、市町村は要保護児童対策地域協議会を活用し、援助が必要な子どもやその家庭に関する情報を関係機関で共

有し、必要に応じて、母子保健サービスマや子育て支援サービスマ等により援助を行うことが必要である。

婦人相談所に一時保護されている子どもであっても、子どもの目の前で配偶者に対する暴力が行われていたこと等により心理的外傷を受けていたり、あるいは子ども自身が暴力を受けている例も見られることから、児童相談所は、婦人相談所や医療機関等と連携して、個別的な心理療法やカウンセリング等の援助を行うなど、子どもの状況に応じ適切に対応することが必要である。

イ [略]

(3) [略]

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) [略]

(2) 一時保護

[略]

[ア・イ 略]

ウ 一時保護の期間

一時保護の期間は、援助の施策のうちどれが最も適切であるかを決定し、婦人保護施設や母子生活支援施設への入所の措置を講ずるまでの期間や、短期間の援助等を行うために必要と見込まれる期間である。このため、一時保護所又は委託先の入所者の状況に応じて、その期間を延長する等の柔軟な設定をすることが必要である。

エ 同伴する子どもへの対応

有し、必要に応じて、母子保健サービスマや子育て支援サービスマ等により援助を行うことが必要である。

婦人相談所に一時保護されている子どもであっても、子どもの目の前で配偶者に対する暴力が行われていたこと等により心理的外傷を受けていたり、あるいは子ども自身が暴力を受けている例も見られることから、婦人相談所と連携して、通所や訪問という形をとりながら、個別的な心理療法や集団療法等の援助を行うなど、子どもの状況に応じ適切に対応することが望ましい。

イ [同左]

(3) [同左]

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) [同左]

(2) 一時保護

[同左]

[ア・イ 同左]

ウ 一時保護の期間

一時保護の期間は、援助の施策のうちどれが最も適切であるかを決定し、婦人保護施設や母子生活支援施設への入所等の措置を講ずるまでの期間や、短期間の援助等を行うために必要と見込まれる期間である。このため、一時保護所又は委託先の入所者の状況に応じて、その期間を延長する等の柔軟な設定をすることが必要である。

エ 同伴する子どもへの対応

同伴する子どもについては、同時に児童虐待を受けている可能性もあることから、アセスメントを行うとともに、被害の早期発見・早期介入に向けた支援が適切に実施されるよう、あらかじめ、児童相談所と密接に連携を図ることが必要である。また、男子高校生等婦人相談所で保護することが適当でないと判断される場合には、児童相談所の一時保護所や、一時保護委託により適切な施設で保護するなどの配慮を行うことが必要である。

さらに、同伴する子どもについては、安全確保の観点から、学校に通学させることが、事実上困難となる場合が多い。一時保護所においては、教育委員会や学校から、教材の提供や指導方法の教示等の支援を受けつつ、このような子どもに対して、適切な学習機会を提供していくことが望ましい。

オ 一時保護を委託する施設

一時保護については、被害者の状況、地域の実情等に応じ、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルター等に対して委託が行われている。

一時保護委託施設における食事の提供、保健衛生、防災及び被服等の支給については、一時保護所と実質的に同等の水準のものとなるようにするとともに、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性、安全の確保や秘密の保持等に関する研修を受けた職員により入所者の一時保護を行うことが必要である。

婦人相談所が、委託の適否及び委託先施設の決定を行う際に

同伴する子どもについては、同時に児童虐待を受けている可能性もあることから、アセスメントを行うとともに、必要に応じ、適切な支援が実施されるよう、あらかじめ、児童相談所と密接に連携を図ることが必要である。また、男子高校生等婦人相談所で保護することが適当でないと判断される場合には、児童相談所の一時保護所や、一時保護委託により被害者とともに適切な施設で保護するなどの配慮を行うことが必要である。

さらに、同伴する子どもについては、安全確保の観点から、学校に通学させることが、事実上困難となる場合が多い。一時保護所においては、教育委員会や学校から、教材の提供や指導方法の教示等の支援を受けつつ、このような子どもに対して、適切な学習機会を提供していくことが望ましい。

オ 一時保護を委託する施設

一時保護については、被害者の状況、地域の実情等に応じ、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルター等に対して委託が行われており、一時保護委託契約を締結している施設数は年々増加している（平成24年4月1日現在303施設）。

一時保護委託施設における食事の提供、保健衛生、防災及び被服等の支給については、一時保護所と実質的に同等の水準のものとなるようにするとともに、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性、安全の確保や秘密の保持等に関する研修を受けた職員により入所者の一時保護を行うことが必要である。

婦人相談所が、委託の適否及び委託先施設の決定を行う際に

は、それぞれの被害者の状況と、委託する施設の特性を考慮し、その被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。また、男性の一時保護については、あらかじめ、その保護に適した施設を委託先として検討し、必要な場合に一時保護の委託を行う等の対応を行うことが望ましい。さらに、外国人や障害者、高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう、あらかじめ多様な一時保護委託先を確保しておくことが望ましい。なお、高齢者虐待又は障害者虐待にも当たる可能性もあることから、市町村と密接に連携を図ることが必要である。

一時保護後、婦人保護施設や母子生活支援施設への入所等、次の段階の支援に移行するために、婦人相談所と一時保護を委託された施設は、入所者の処遇等について緊密な連携を図ることが必要である。

カ 一時保護後の対応

婦人相談所による一時保護後は、婦人保護施設、母子生活支援施設等の入所のほか、民間シェルターをはじめとする民間団体の活用、帰宅や実家等への帰郷、賃貸住宅等での生活等が考えられるが、婦人相談所においては、被害者への支援が途切れることのないよう配慮することが必要である。

具体的には、退所後も婦人相談所の専門的な支援を必要とする被害者については、引き続き、婦人相談所において、来所相談等に応じることが考えられる。また、地域での生活を始めた被害者については、その身近にあつて相談しやすい、市町村の

は、それぞれの被害者の状況と、委託する施設の特性を考慮し、その被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。また、男性の一時保護については、あらかじめ、その保護に適した施設を委託先として検討し、必要な場合に一時保護の委託を行う等の対応を行うことが望ましい。さらに、外国人や障害者、高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう、あらかじめ多様な一時保護委託先を確保しておくことが望ましい。なお、高齢者虐待又は障害者虐待にも当たる可能性もあることから、市町村と密接に連携を図ることが必要である。

一時保護後、婦人保護施設や母子生活支援施設への入所等、次の段階の支援に移行するために、婦人相談所と一時保護を委託された施設は、入所者の処遇等について緊密な連携を図ることが必要である。

カ 一時保護後の対応

婦人相談所による一時保護後は、婦人保護施設、母子生活支援施設等の入所のほか、帰宅や実家等への帰郷、賃貸住宅等での生活等が考えられるが、婦人相談所においては、被害者への支援が途切れることのないよう配慮することが必要である。

具体的には、退所後も婦人相談所の専門的な支援を必要とする被害者については、引き続き、婦人相談所において、来所相談等に応じることが考えられる。また、地域での生活を始めた被害者については、その身近にあつて相談しやすい、市町村の

支援センター等の相談窓口に引き継ぐこと等が考えられる。なお、他の機関に引継ぎを行う場合には、被害者の希望に応じて、単に当該機関等の名称及び連絡先を教示だけでなく、当該機関等に連絡して担当者名を確認し、当該担当者との面接が確実に行われるようにするなど、実質的に引き継ぐことが必要である。

〔(3)・(4) 略〕

7 被害者の自立の支援

〔略〕

(1) 〔略〕

(2) 被害者等に係る情報の保護

〔略〕

ア 措置の目的

配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為（例えば、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手からの暴力など）の被害者を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等及び除票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付について、不当な目的により利用されることを防止する。

イ 〔略〕

ウ 支援措置

加害者が判明している場合、加害者からの請求又は申出については、「不当な目的」（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第6項（同法第15条の4第5項、第20条第5項及び

支援センター等の相談窓口に引き継ぐこと等が考えられる。なお、他の機関に引継ぎを行う場合には、被害者の希望に応じて、単に当該機関等の名称及び連絡先を教示だけでなく、当該機関等に連絡して担当者名を確認し、当該担当者との面接が確実に行われるようにするなど、実質的に引き継ぐことが必要である。

〔(3)・(4) 同左〕

7 被害者の自立の支援

〔同左〕

(1) 〔同左〕

(2) 被害者等に係る情報の保護

〔同左〕

ア 措置の目的

配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為（例えば、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手からの暴力など）の被害者を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付について、不当な目的により利用されることを防止する。

イ 〔同左〕

ウ 支援措置

加害者が判明している場合、加害者からの請求については、「不当な目的」（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条及び第20条）があるもの又は同法第11条の2に掲げる活動に

第21条の3第5項において準用する場合を含む。）があるもの、同法第12条の3第1項、第15条の4第3項、第20条第3項若しくは第21条の3第3項に掲げる者に該当しないもの又は同法第11条の2第1項に掲げる活動に該当しないものとし、交付しないこと又は閲覧させないこととする。

また、加害者の代理人として特定事務受任者から住民票の写し等の交付の申出があつた場合又は受任している事件又は事務の依頼者が加害者である特定事務受任者から住民票の写し等の交付の申出があつた場合は、当該申出を拒否することとする。

なお、弁護士等からの申出があつた場合は、当該申出が相当と認められるかを判断する必要があることから、当該申出の対象が支援措置の対象となつている被害者である場合には、当該弁護士等の依頼者が加害者であるか否か確認することとする。

その他の第三者からの申出については、加害者が第三者になりすまして行う申出に対し交付すること又は閲覧させることを防ぐため、個人番号カード等の写真が貼付された身分証明書の提示を求めるなど、本人確認をより厳格に行う。

また、加害者からの依頼を受けた第三者（特定事務受任者を含む。）からの申出に対し交付する又は閲覧させることを防ぐため、利用の目的等についてもより厳格な審査を行う。

エ [略]

(3) 生活の支援

ア 福祉事務所

法第8条の3において、福祉事務所は、生活保護法（昭和25

該当しないものとし、交付しないこと又は閲覧させないこととする。

その他の第三者からの請求については、加害者が第三者になりすまして行う請求に対し交付すること又は閲覧させることを防ぐため、住民基本台帳カード等の写真が貼付された身分証明書の提示を求めるなど、本人確認をより厳格に行う。

また、加害者からの依頼を受けた第三者からの請求に対し交付する又は閲覧させることを防ぐため、請求事由についてもより厳格な審査を行う。

エ [同左]

(3) 生活の支援

ア 福祉事務所

法第8条の3において、福祉事務所は、生活保護法（昭和25

年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

福祉事務所においては、事案に応じ、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査を実施し、母子生活支援施設の利用を促すとともに、生活保護が必要な者に対しては、後述の点に特に留意して適切な保護及び支援を実施することが必要である。

[イ・ウ 略]

エ 子どもとともに生活する被害者への支援

支援センターにおいては、被害者に対し、事案に応じ母子生活支援施設における保護及び支援の実施、児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付け、児童手当の支給等について、情報提供等を行うことが必要である。

国においては、児童扶養手当について、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に規定する婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)を解消した場合及び児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)に規定する父又は母に1年以上遺棄されている場合に加え、同令に規定する父又は母が保護命令を受けた児童についても、一定の要件を満たす場合には支給が可能であることを含め、こうした措置が適切に行われるよう、市町村等に対し周知に努め

年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

福祉事務所においては、事案に応じ、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護の実施を行うとともに、生活保護が必要な者に対しては、後述の点に特に留意して適切に保護を実施することが必要である。

[イ・ウ 同左]

エ 子どもとともに生活する被害者への支援

支援センターにおいては、被害者に対し、事案に応じ母子生活支援施設における保護の実施、児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付け、児童手当の支給等について、情報提供等を行うことが必要である。

国においては、児童扶養手当について、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に規定する婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)を解消した場合及び児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)に規定する父又は母に1年以上遺棄されている場合に加え、同令に規定する父又は母が保護命令を受けた児童についても、一定の要件を満たす場合には支給が可能であることを含め、こうした措置が適切に行われるよう、市町村等に対し周知に努め

る。また、児童手当については、加害者から受給事由消滅届が提出されていなくても、一定の要件を満たす場合には被害者の請求に基づき支給が可能であることを含め、こうした措置が適切に行われるよう、市町村等に対し周知に努める。

(4) 就業の支援

被害者の自立を支援する上で、被害者の抱えるPTSD等の障害、安全確保の問題など、被害者一人一人の状況に並び、被害者に対する就業支援を促進することが極めて重要である。支援センターにおいては、被害者の状況に応じて公共職業安定所、職業訓練施設、女性センター等における就業支援等についての情報提供と助言を行い、事案に並び、当該関係機関と連絡調整を行うなど、被害者の就業に向け、支援に努めることが必要である。また、被害者が生活に困窮する場合には、生活困窮者支援制度と連携して支援を行うことも考えられる。

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。

子どものいる被害者については、本人が希望する場合、公共職業安定所等は、事業主に対し、被害者が特定求職者雇用開発助成金、及びトライアル雇用助成金の対象となり得ることを必要に応じて周知し、制度を活用するよう働き掛けることが望ましい。被害者の職業能力、求職条件等から職業訓練の受講の必要性が高いと認められる者に対しては、公的職業訓練の受講のあつせんに努めることが必要である。

る。また、児童手当については、加害者から受給事由消滅届が提出されていなくても、一定の要件を満たす場合には被害者の請求に基づき支給が可能であることを含め、こうした措置が適切に行われるよう、市町村等に対し周知に努める。

(4) 就業の支援

被害者の自立を支援する上で、被害者の抱えるPTSD等の障害、安全確保の問題など、被害者一人一人の状況に並び、被害者に対する就業支援を促進することが極めて重要である。支援センターにおいては、被害者の状況に応じて公共職業安定所、職業訓練施設、女性センター等における就業支援等についての情報提供と助言を行い、事案に並び、当該関係機関と連絡調整を行うなど、被害者の就業に向け、支援に努めることが必要である。また、被害者が生活に困窮する場合には、生活困窮者支援制度と連携して支援を行うことも考えられる。

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。

子どものいる被害者については、本人が希望する場合、公共職業安定所等は、事業主に対し、被害者が特定求職者雇用開発助成金、及びトライアル雇用奨励金の対象となり得ることを必要に応じて周知し、制度を活用するよう働き掛けることが望ましい。被害者の職業能力、求職条件等から職業訓練の受講の必要性が高いと認められる者に対しては、公的職業訓練の受講のあつせんに努めることが必要である。

また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金等の制度の対象となり得ることから、支援センターにおいては、こうした制度の活用についても積極的に促すことが必要である。

都道府県等においては、婦人保護施設や母子生活支援施設等の退所者に対する就職時の身元保証等、被害者の自立に向けた支援に努めることが必要である。

国においては、こうした支援が適切に行われるよう、関係機関に対して周知に努める。

(5) 住宅の確保

被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることは極めて重要である。このため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に定める住宅確保要配慮者には、配偶者からの暴力の被害者が含まれるものであることも踏まえ、都道府県及び市町村はこのような被害者が自立して生活することができるように、受け皿となる住宅の確保に努めることが必要である。

また、支援センターにおいては、被害者に対し、事案に応じ、住宅の確保について情報提供等を行うことが必要である。

国においては、被害者に対する住宅の供給の促進を図るため、関係機関に対して周知に努める。

【ア・イ 略】

(6) 【略】

また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金等の制度の対象となり得ることから、支援センターにおいては、こうした制度の活用についても積極的に促すことが必要である。

都道府県等においては、婦人保護施設や母子生活支援施設等の退所者に対する就職時の身元保証等、被害者の自立に向けた支援に努めることが必要である。

国においては、こうした支援が適切に行われるよう、関係機関に対して周知に努める。

(5) 住宅の確保

被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることは極めて重要である。このため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に定める住宅確保要配慮者には、配偶者からの暴力の被害者が含まれるものであることも踏まえ、都道府県及び市町村はこのような被害者が自立して生活することができるように、受け皿となる住宅の確保に努めることが必要である。

また、支援センターにおいては、被害者に対し、事案に応じ、住宅の確保について情報提供等を行うことが必要である。

国においては、被害者に対する住宅の供給の促進を図るため、関係機関に対して周知に努める。

【ア・イ 同左】

(6) 【同左】

(7) 年金

[略]

ア [略]

イ 上記の手続は、現在住んでいる市町村において行うこと。その際、年金手帳等が必要となること。

[ウ〜カ 略]

(8) 子どもの就学・保育等

[略]

ア 就学

子どもの就学については、様々な事情によって住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、その子どもが住所を有することに基づいて就学を認める扱いがなされている。また、転出先の学校においては、被害者等の安全を確保するため情報提供の制限が必要な場合においては、転出元の学校へは転出の事実のみを知らせるなどの対応も考えられる。これらのことを踏まえ、支援センターにおいては、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡を取るとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。

[イ〜エ 略]

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

支援センターは、各々の実情を踏まえ、事案に応じ、離婚調停手続、子どもとの面会交流、多重債務問題等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な

(7) 年金

[同左]

ア [同左]

イ 上記の手続は、現在住んでいる市町村において行うこと。その際、年金手帳が必要となること。

[ウ〜カ 同左]

(8) 子どもの就学・保育等

[同左]

ア 就学

子どもの就学については、様々な事情によって住民票の記載がなされていない場合であっても、その子どもが住所を有することに基づいて就学を認める扱いがなされている。また、転出先の学校においては、被害者等の安全を確保するために情報提供の制限が必要な場合においては、転出元の学校へは転出の事実のみを知らせるなどの対応も考えられる。これらのことを踏まえ、支援センターにおいては、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡を取るとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。

[イ〜エ 同左]

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

支援センターは、各々の実情を踏まえ、事案に応じ、離婚調停手続、子どもへの面接交渉、多重債務問題等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な

措置を講ずることが望ましい。日本司法支援センター（通称…法テラス）においては、資力の乏しい者に無料法律相談を実施したり、裁判代理費用、裁判所へ提出する書類作成費用の立替え等の援助を行う民事法律扶助業務を行っており、事案に応じ、法テラスの利用に関する情報提供を行うことが望ましい。

また、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき要介護認定等を受けて、施設介護サービス費の支給等の介護給付等を受けることが可能であることや、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき施設入所支援等についても同様に、支給決定を受けることが可能であることについて、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。なお、住民票を移していない場合等の一般旅券の発給に関しては、各都道府県の一般旅券申請窓口に相談するよう、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

（1） [略]

（2） 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア [略]

イ 配偶者暴力相談支援センター

法第15条第4項において、保護命令を発した場合であつて、支援センターの職員に相談等を求めた事実があり、かつ、申立書にその旨の記載があるときには、裁判所書記官は、速やかに保護命令が発せられた旨及びその内容を当該支援センターの長

措置を講ずることが望ましい。日本司法支援センター（愛称…法テラス）においては、資力の乏しい者に無料法律相談を実施したり、裁判代理費用、裁判所へ提出する書類作成費用の立替え等の援助を行う民事法律扶助業務を行っており、事案に応じ、法テラスの利用に関する情報提供を行うことが望ましい。

また、住民票の記載がなされていない場合であっても、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき要介護認定等を受けて、施設介護サービス費の支給等の介護給付等を受けることが可能であることや、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき施設入所支援等についても同様に、支給決定を受けることが可能であることについて、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。

なお、住民票を移していない場合等の一般旅券の発給に関しては、各都道府県の一般旅券申請窓口に相談するよう、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

（1） [同左]

（2） 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア [同左]

イ 配偶者暴力相談支援センター

法第15条第4項において、保護命令を発した場合であつて、支援センターの長に相談等を求めた事実があり、かつ、申立書にその旨の記載があるときには、裁判所書記官は、速やかに保護命令が発せられた旨及びその内容を当該支援センターの長に

に通知するものとされている。

支援センターにおいて同項による通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、被害者の住所又は居所を管轄する警察に対して、特に被害者が一時保護所、婦人保護施設等を退所する場合、遠隔地へ避難する場合、転居の連絡を受けた場合等に、被害者の安全確保に必要な情報を提供するとともに、警察から、保護命令を受けた加害者の状況等に関する情報の提供を受け、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。事案に応じ、支援センターの職員と警察職員が同席して、保護命令発令後の被害者の安全確保の方法等について検討することも考えられる。

また、必要に応じ、支援にかかわる関係機関及び民間団体に對して、保護命令が発せられたこと及びその内容を伝え、被害者の安全確保に一層配慮することや、危険性が高いと考えられる場合には、遠隔地への避難を検討するなど、保護命令の発令を踏まえた今後の支援の方針について、共通の認識を持てるように関係機関等と連絡調整を行うことが望ましい。

9 関係機関の連携協力等

法第9条において、支援センター、都道府県警察、福祉事務所及び児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行わ

通知するものとされている。

支援センターにおいて同項による通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、被害者の住所又は居所を管轄する警察に対して、特に被害者が一時保護所、婦人保護施設等を退所する場合、遠隔地へ避難する場合、転居の連絡を受けた場合等に、被害者の安全確保に必要な情報を提供するとともに、警察から、保護命令を受けた加害者の状況等に関する情報の提供を受け、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。事案に応じ、支援センターの職員と警察職員が同席して、保護命令発令後の被害者の安全確保の方法等について検討することも考えられる。

また、必要に応じ、支援にかかわる関係機関及び民間団体に對して、保護命令が発せられたこと及びその内容を伝え、被害者の安全確保に一層配慮することや、危険性が高いと考えられる場合には、遠隔地への避難を検討するなど、保護命令の発令を踏まえた今後の支援の方針について、共通の認識を持てるように関係機関等と連絡調整を行うことが望ましい。

9 関係機関の連携協力等

法第9条において、支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携

れるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする
こととされている。

(1) [略]

(2) 関係機関による協議会等

ア [略]

イ 協議会等への参加機関

協議会等へ参加する機関については、支援センター、都道府
県警察、福祉事務所、児童相談所、教育委員会等都道府県又は
市町村の関係機関はもとより、公共職業安定所、公共職業能力
開発施設、検察庁、法務局・地方法務局、地方出入国在留管理
局、法テラスの地方事務所、年金事務所等の行政機関等につい
て、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。裁判
所についても、オプザーバー等の形で、協議会等の場への出席
を求めることも考えられる。特に、保護命令制度の運用におい
て調整を要する事項に関しては、これらの関係機関等が参加す
る協議会等の場で検討することが望ましい。

また、被害者の保護、自立支援を図る上で、民間の団体の理
解と協力は極めて重要である。このため、民間の支援団体を始
め、人権擁護委員連合会や、弁護士会、司法書士会、調停協会
連合会、医師会、歯科医師会、看護協会、民生委員児童委員協
議会、母子生活支援施設協議会等、様々な関連する民間団体の
参加についても、協議会等の性格や、その地域において被害者
の支援に関して課題となっている事項等に応じて幅広く検討す
ることが望ましい。

を図りながら協力するよう努めるものとする

(1) [同左]

(2) 関係機関による協議会等

ア [同左]

イ 協議会等への参加機関

協議会等へ参加する機関については、支援センター、都道府
県警察、福祉事務所、教育委員会等都道府県又は市町村の関係
機関はもとより、公共職業安定所、公共職業能力開発施設、検
察庁、法務局・地方法務局、地方入国管理局、法テラスの地方
事務所、年金事務所等の行政機関等について、地域の実情に応
じ、参加を検討することが望ましい。裁判所についても、オプ
ザーバー等の形で、協議会等の場への出席を求めることも考え
られる。特に、保護命令制度の運用において調整を要する事項
に関しては、これらの関係機関等が参加する協議会等の場で検
討することが望ましい。

また、被害者の保護、自立支援を図る上で、民間の団体の理
解と協力は極めて重要である。このため、民間の支援団体を始
め、人権擁護委員連合会や、弁護士会、司法書士会、調停協会
連合会、医師会、歯科医師会、看護協会、民生委員・児童委員
協議会、母子生活支援施設協議会等、様々な関連する民間団体の
参加についても、協議会等の性格や、その地域において被害
者の支援に関して課題となっている事項等に応じて幅広く検討
することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）や犯罪被害者等に係る被害者支援地域ネットワーク、高齢者及び障害者虐待防止のためのネットワーク等、配偶者からの暴力の問題と関連の深い分野において、関係機関のネットワーク化が図られているところであり、こうした地域協議会等既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。なお、配偶者からの暴力と児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、要対協の活用などにより、児童相談所と支援センター及び福祉事務所の連携を一層強化し、個々の事案について、それぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有して適切に対処することが求められる。支援センター及び福祉事務所を設置する地方公共団体においては、これら機関の要対協への積極的な参画を働き掛けることが必要である。また、これら機関が設置されていない地方公共団体においても、都道府県等が設置する支援センターや福祉事務所、配偶者暴力相談支援担当部署等が参画することが考えられる。

(4) [略]

(5) 連携協力の実効性の向上

配偶者からの暴力と児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、それぞれの対応機関が緊密に連携し、考え得る対応を積極的に共有して適切に対処することが重要である。これらの連携協力については、ガイドラインの作成や連携の

(3) 関連する地域ネットワークの活用

児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や犯罪被害者等に係る被害者支援地域ネットワーク、高齢者及び障害者虐待防止のためのネットワーク等、配偶者からの暴力の問題と関連の深い分野において、関係機関のネットワーク化が図られているところであり、こうした地域協議会等既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) [同左]

[加える。]

好事例の共有、研修の拡充等により、配偶者からの暴力及び児童虐待の特性並びに連携の在り方等に係る理解促進を図り、その実効性を向上させることが必要である。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

[略]

[ア・イ 略]

ウ 外国人等の人権の尊重

外国人や障害者である被害者等の人権の尊重が必ずしも十分徹底されていないとの指摘があることを踏まえ、法においては、職務関係者は、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重しなければならないことが確認されたところである。法が対象としている被害者には、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない。）や障害のある者等も当然含まれていることに十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

出入国管理及び難民認定法においては、「正当な理由」がある場合を除き、所定の期間内に住居地の届出をしないことや、配偶者の身分を有する者としての活動を6月以上行っていないことが在留資格取消事由とされているが、外国人である被害者が配偶者からの暴力を理由として避難したり、又は保護を必要としている場合は、「正当な理由」がある典型的な事例として、在留資格の取消しを行わないこととされている。

なお、被害者が不法滞在外国人である場合には、関係機関は

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

[同左]

[ア・イ 同左]

ウ 外国人等の人権の尊重

外国人や障害者である被害者等の人権の尊重が必ずしも十分徹底されていないとの指摘があることを踏まえ、法においては、職務関係者は、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重しなければならないことが確認されたところである。法が対象としている被害者には、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない。）や障害のある者等も当然含まれていることに十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

出入国管理及び難民認定法においては、「正当な理由」がある場合を除き、所定の期間内に住居地の届出をしないことや、配偶者の身分を有する者としての活動を6月以上行っていないことが在留資格取消事由とされているが、外国人である被害者が配偶者からの暴力を理由として避難したり、又は保護を必要としている場合は、「正当な理由」がある典型的な事例として、在留資格の取消しを行わないこととされている。

なお、被害者が不法滞在外国人である場合には、関係機関は

地方出入国在留管理局と十分な連携を図りつつ、加害者が在留期間の更新に必要な協力を行わないことから、被害者が不法滞在の状況にある事案も発生していることを踏まえ、事案に応じ、被害者に対し適切な対応を採ることが必要である。また、国においては、被害者から在留期間の更新等の申請があった場合には、被害者の立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案して、人道上適切に対応するよう努める。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

法第23条第2項において、国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとしてされている。

職務関係者に対してこうした研修及び啓発を実施することは、被害者が安心して支援を受けることのできる環境の整備につながるるとともに、関係機関が配偶者からの暴力の問題について共通の認識を持つことにより、関係機関の連携協力の強化にも資するものである。職務関係者に対する研修及び啓発の実施に当たっては、以上に述べたような、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。

研修の場においては、秘密の保持や個人情報の管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等、実践的な知識や留意点、関連する法制度について幅広く情報を提供することが必要である。また、ロールプレイ等を用いて、実際の業務に直結する研修を行うこ

地方入国管理局と十分な連携を図りつつ、加害者が在留期間の更新に必要な協力を行わないことから、被害者が不法滞在の状況にある事案も発生していることを踏まえ、事案に応じ、被害者に対し適切な対応を採ることが必要である。また、国においては、被害者から在留期間の更新等の申請があった場合には、被害者の立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案して、人道上適切に対応するよう努める。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

法第23条第2項において、国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとしてされている。

職務関係者に対してこうした研修及び啓発を実施することは、被害者が安心して支援を受けることのできる環境の整備につながるるとともに、関係機関が配偶者からの暴力の問題について共通の認識を持つことにより、関係機関の連携協力の強化にも資するものである。職務関係者に対する研修及び啓発の実施に当たっては、以上に述べたような、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。

研修の場においては、秘密の保持や個人情報の管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等、実践的な知識や留意点、関連する法制度について幅広く情報を提供することが必要である。また、ロールプレイ等を用いて、実際の業務に直結する研修を行うこ

とも考えられる。

特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。支援センターにおいては、関係機関の職員に対する研修等に講師を派遣するなど、二次的被害を防止する観点から、職務関係者に対する研修の実施について、関係機関に積極的な働き掛けを行うことが望ましい。研修の実施については、異動期を考慮しつつ広く参加を呼び掛けることや、民間団体との共同で行うなどの工夫も考えられる。

また、相談員等被害者の支援に直接携わる職員については、その職務の特性から、職務遂行の過程でいわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」状態等心身の健康が損なわれることがあり、こうしたことのないよう、当該職員の所属する機関において配慮することが必要である。具体的には、職場での研修や専門的立場からの助言、指導の実施等が考えられる。

国及び地方公共団体においては、上記の事項に十分配慮して、職務関係者に対する研修の実施、相談の手引等の作成や配布、二次的被害の防止に必要な情報の提供等に積極的に努める。

11 [略]

12 教育啓発

法第24条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする」とされている。

配偶者からの暴力の防止の観点からは、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有し

とも考えられる。

特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。支援センターにおいては、関係機関の職員に対する研修等に講師を派遣するなど、二次的被害を防止する観点から、職務関係者に対する研修の実施について、関係機関に積極的な働き掛けを行うことが望ましい。研修の実施については、異動期を考慮しつつ広く参加を呼び掛けることや、民間団体との共同で行うなどの工夫も考えられる。

また、相談員等被害者の支援に直接携わる職員については、その職務の特性から、職務遂行の過程でいわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」状態等心身の健康が損なわれることがあり、こうしたことのないよう、当該職員の所属する機関において配慮することが必要である。具体的には、職場での研修や専門的立場からの助言、指導の実施等が考えられる。

国においては、上記の事項に十分配慮して、職務関係者に対する研修の実施、相談の手引等の作成や配布、二次的被害の防止に必要な情報の提供等に積極的に努める。

11 [同左]

12 教育啓発

法第24条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする」とされている。

配偶者からの暴力の防止の観点からは、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有し

ていくことが必要である。啓発は国民各界各層を対象に行うことが必要であり、被害者が受けた暴力の実態や、配偶者に対して暴力を振るうことは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることへの認識が、性別を問わず国民に共有されるように取り組んでいくことが必要である。また、啓発に当たっては、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力のみならずいわゆる精神的暴力及び性的暴力も含まれること、子どもの目の前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に当たるものであることなどに留意することが必要である。

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。

啓発の方法については、ポスター・パンフレットの作成・配布のほかにも、シンポジウムの開催や、地域における各種団体の研修会や講座等の機会を活用するなど様々な方法が考えられる。また、市町村では、その広報紙への掲載や自治会等の協力を得たパンフレットの回覧等、住民に身近な場所や、地域に密着した形の啓発を進めるとともに、都道府県ではシンポジウムの開催やテレビ等の活用等により広域的な方法での啓発にも取り組むことが考えられる。さらに、配偶者に対する暴力には、具体的にどのような行為があるのか、また、配偶者に対して暴力を振るうことは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であることについて、自らの身近な問題として考えてもらおうきっかけとなるよう、啓発の内

ていくことが必要である。啓発は国民各界各層を対象に行うことが必要であり、被害者が受けた暴力の実態や、配偶者に対して暴力を振るうことは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることへの認識が、性別を問わず国民に共有されるように取り組んでいくことが必要である。また、啓発に当たっては、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力のみならずいわゆる精神的暴力及び性的暴力も含まれることに留意することが必要である。

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。

啓発の方法については、ポスター・パンフレットの作成・配布のほかにも、シンポジウムの開催や、地域における各種団体の研修会や講座等の機会を活用するなど様々な方法が考えられる。また、市町村では、その広報紙への掲載や自治会等の協力を得たパンフレットの回覧等、住民に身近な場所や、地域に密着した形の啓発を進めるとともに、都道府県ではシンポジウムの開催やテレビ等の活用等より広域的な方法での啓発にも取り組むことが考えられる。さらに、配偶者に対する暴力には、具体的にどのような行為があるのか、また、配偶者に対して暴力を振るうことは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であることについて、自らの身近な問題として考えてもらおうきっかけとなるよう、啓発の内容

容を工夫することが必要である。

こうした啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する確な理解と防止に関する協力が得られるよう努めることが必要である。

被害者の支援のための仕組み等についても啓発を行うことが必要であるが、その場合、一時保護を行う施設の所在地等については、加害者に知られないよう工夫するなど、被害者の安全を十分考慮し、被害者の立場に立った啓発を行うことが必要である。また、外国人や障害者等である被害者に対しても、適切な情報が提供されるよう留意することが必要である。

国においては、上記の事項に十分配慮して、毎年11月12日から2週間にわたって実施している「女性に対する暴力をなくす運動」を中心として、ポスター・パンフレットの作成・配布、テレビ等を通じた積極的な広報啓発に努めるとともに、こうした広報啓発に対する認知度の把握に努める。また、「女性の人権を守ろう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発資料の配布等、積極的な啓発に努める。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。特に、配偶者からの暴力の防止には、若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが有用であることから、SNS等を活用した若年層にも届きやすい広報媒体を活用し

を工夫することが必要である。

こうした啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する確な理解と防止に関する協力が得られるよう努めることが必要である。

被害者の支援のための仕組み等についても啓発を行うことが必要であるが、その場合、一時保護を行う施設の所在地等については、加害者に知られないよう工夫するなど、被害者の安全を十分考慮し、被害者の立場に立った啓発を行うことが必要である。また、外国人や障害者等である被害者に対しても、適切な情報が提供されるよう留意することが必要である。

国においては、上記の事項に十分配慮して、毎年11月12日から2週間にわたって実施している「女性に対する暴力をなくす運動」を中心として、ポスター・パンフレットの作成・配布、テレビ等を通じた積極的な広報啓発に努めるとともに、こうした広報啓発に対する認知度の把握に努める。また、「女性の人権を守ろう」を人権啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、講演会の開催、啓発教材の配布等、積極的な広報啓発に努める。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。特に、配偶者からの暴力の防止には、若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが有用であることから、関係機関との連携や民間団体の協力などにより、若年層を対

つ、関係機関との連携や民間団体の協力などにより、若年層を対象とした啓発活動を行うことが望ましい。

また、学校において、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、人権教育の中で、この問題を取り上げることも考えられる。なお、高等学校や大学等への専門的な知識や経験を有する有識者等の派遣により教育啓発を実施している地方公共団体等の事例もあることから、この事例のような方法による教育啓発の実施も考えられる。

国においては、引き続き、地方公共団体等における好事例の収集及び情報提供に努めるとともに、若年層を対象とした啓発活動の重要性について、若年層と日常的に接することが多い教育関係者等に対する理解を促進するための周知等に努める。

13 調査研究の推進等

[略]

(1) 調査研究の推進

ア 加害者の更生のための指導

配偶者からの暴力の加害者を対象としたその更生のための施策は、配偶者からの暴力の防止に向けて考えられる重要な施策の一つである。保護命令が発令されている場合などにおいて加害者に対して指導警告を行う際には、加害行為をすることの自覚を促すなど、沈静化を図る観点からの対応にも配慮する必要がある。

加害者の更生のための指導としてどのようなものが有効であるかについては未解明な部分が多く、場合によっては、加害者

象とした啓発活動を行うことが望ましい。

また、学校において、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、人権教育の中で、この問題を取り上げることも考えられる。なお、高等学校や大学等への専門的な知識や経験を有する有識者等の派遣により教育啓発を実施している地方公共団体等の事例もあることから、この事例のような方法による教育啓発の実施も考えられる。

国においては、引き続き、地方公共団体等における好事例の収集及び情報提供に努めるとともに、若年層を対象とした啓発活動の重要性について、若年層と日常的に接することが多い教育関係者等に対する理解を促進するための周知等に努める。

13 調査研究の推進等

[同左]

(1) 調査研究の推進

ア 加害者の更生のための指導

配偶者からの暴力の加害者を対象としたその更生のための施策は、配偶者からの暴力の防止に向けて考えられる重要な施策の一つである。保護命令が発令されている場合などにおいて加害者に対して指導警告を行う際には、加害行為をすることの自覚を促すなど、沈静化を図る観点からの対応にも配慮する必要がある。

加害者の更生のための指導としてどのようなものが有効であるかについては未解明な部分が多く、場合によっては、加害者

が更生のための指導を受けているという事実をもって、被害者やその関係者に事実に関し加害者が更生したとの錯覚を与えるおそれがある。また、更生のための指導を受けたことで保護命令の対象となる暴力の範囲を学習し、それに当たらない言葉による脅し等を行うようになるおそれもある。

調査研究に当たっては、配偶者からの暴力は本来犯罪として扱われるべき事案を含む重大な問題であるということを考慮した上で、いかに被害者の安全を高めるか、また、いかに新たな被害者を生み出さないようにするかをその目的とするよう留意することが必要である。

国においては、これまで、諸外国の実態や国内で実施した試行の結果を踏まえ、加害者の更生のためのプログラムの可能性と限界について調査研究を行った。

国においては、上記の事項に十分配慮して、これまでの検討結果や他の犯罪加害者を対象とする処遇プログラムの動向等を踏まえ、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向け、地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築についての検討に努める。また、受刑者等や保護観察に付された者に対

が更生のための指導を受けているという事実をもって、被害者やその関係者に事実に関し加害者が更生したとの錯覚を与えるおそれがある。また、更生のための指導を受けたことで保護命令の対象となる暴力の範囲を学習し、それに当たらない言葉による脅し等を行うようになるおそれもある。

調査研究に当たっては、配偶者からの暴力は本来犯罪として扱われるべき事案を含む重大な問題であるということを考慮した上で、いかに被害者の安全を高めるか、また、いかに新たな被害者を生み出さないようにするかをその目的とするよう留意することが必要である。

国においては、これまで、諸外国の実態や国内で実施した試行の結果を踏まえ、加害者の更生のためのプログラムの可能性と限界について調査研究を行った。

また、加害者の更生のための指導方法を見極めること等を目的として、配偶者からの暴力等が刑事事件となった事案を取り上げ、その実態や要因等の調査分析等を実施する研究を行い、さらに、保護命令に違反した者に焦点を当て、その違反に至った経緯・動機等の調査分析等を実施する研究を行った。

国においては、上記の事項に十分配慮して、これまでの検討結果や他の犯罪加害者を対象とする処遇プログラムの動向等を踏まえ、今後引き続き、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、受刑者等や保護観察に付された者に対しては、暴力事犯者に対するプログラムについて検討又は実施を進めているところであ

しては、暴力事犯者に対するプログラムについて検討又は実施を進めているところであり、加害者の問題性に応じて、配偶者からの暴力の特性等に配慮した処遇の実施に努める。

イ [略]

(2) [略]

14 民間の団体に対する援助等

法第26条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとされている。

配偶者からの暴力の防止及び自立支援を含む被害者の適切な保護は、国及び地方公共団体において主体的に取り組んでいるところである。

しかしながら、民間シェルターをはじめとする民間団体の中には、法制定以前からこの問題に取り組むなど、被害者の支援のための豊富なノウハウを有し、一人ひとりの多様なニーズに柔軟に対応した支援に取り組んでいる団体も多くある。また、この問題に関連する民間団体は、人権擁護委員連合会や弁護士会、司法書士会、調停協会連合会、医師会、歯科医師会、看護協会、医療社会事業協会、民生委員児童委員協議会、母子生活支援施設協議会等多くの団体があり、こうした団体の理解と協力は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る上で重要である。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが対等な立場で緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要であ

り、加害者の問題性に応じて、配偶者からの暴力の特性等に配慮した処遇の実施に努める。

イ [同左]

(2) [同左]

14 民間の団体に対する援助等

法第26条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとされている。

配偶者からの暴力の防止及び自立支援を含む被害者の適切な保護は、国及び地方公共団体において主体的に取り組んでいるところである。

しかしながら、民間の支援団体の中には、法制定以前からこの問題に取り組むなど、被害者の支援のための豊富なノウハウを有し積極的に被害者の支援に取り組んでいる団体も多くある。また、この問題に関連する民間団体は、人権擁護委員連合会や弁護士会、司法書士会、調停協会連合会、医師会、歯科医師会、看護協会、医療社会事業協会、民生委員・児童委員協議会、母子生活支援施設協議会等多くの団体があり、こうした団体の理解と協力は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る上で重要である。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。

る。

連携の例としては、一時保護の委託及びそれ以外の緊急時における安全の確保、相談業務、心理的ケア等の専門的支援、同行支援、居場所づくり等の自立支援、研修等における専門的知見の活用、広報啓発業務、関係機関の協議会への参加の招請等様々なものが考えられる。支援センターについても、当該支援センターの業務の委託について、別途法令の定めがある場合を除き、その業務の全部又は一部を委託することが考えられる。なお、どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態と意見を踏まえ、民間団体等の有する豊富なノウハウやネットワークを、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に十分にかさという観点に立つて、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

国においては、民間シェルター等における被害者支援の充実に向けた取組を推進するとともに、被害者支援に関する情報やノウハウ等の共有のための民間シェルターのネットワーク強化に向けた取組の促進に努める。

また、それぞれの地域における配偶者からの暴力の状況、公的な施設の様相、当該民間団体等への援助の必要性、適格性等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村の判断において、連携内容に応じ、情報提供、資料の提供、財政的援助等の必要な援助を行っていくことが望ましい。

国においては、上記の事項に十分配慮して、研修会等の講師として民間団体の代表を招へいするとともに、民間団体等に対し、ホームページ等を通じ、各種の調査報告書や関連する施策に係る通達等

連携の例としては、一時保護の委託及びそれ以外の緊急時における安全の確保、相談業務、広報啓発業務、同行支援、居場所づくり等の自立支援、研修等における専門的知見の活用、関係機関の協議会への参加の招請等様々なものが考えられる。支援センターについても、当該支援センターの業務の委託について、別途法令の定めがある場合を除き、その業務の全部又は一部を委託することが考えられる。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態と意見を踏まえ、民間団体等の有する豊富なノウハウやネットワークを、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に十分にかさという観点に立つて、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

また、それぞれの地域における配偶者からの暴力の状況、公的な施設の様相、当該民間団体等への援助の必要性、適格性等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村の判断において、連携内容に応じ、情報提供、資料の提供、財政的援助等の必要な援助を行っていくことが望ましい。

国においては、上記の事項に十分配慮して、研修会等の講師として民間団体の代表を招へいするとともに、民間団体等に対し、ホームページ等を通じ、各種の調査報告書や関連する施策に係る通達等

も含め、きめ細かな情報の提供に努める。特に、官民連携による配偶者からの暴力被害者等に対する支援充実のため、国や地方公共団体が発出する配偶者からの暴力被害者支援に関する通知等については、ホームページへの掲載その他の方法により、民間シエンターをはじめとする民間団体に対する速やかな提供が望まれる。また、地方公共団体と民間団体との連携等の好事例の収集・普及に努めるとともに、民間団体のスタッフ養成への援助や、民間の団体に対する専門的な知識や経験を有するアドバイザーの派遣についても充実を図り、連携を取りつつ積極的な施策の展開に努める。

第3 [略]

別添 保護命令の手続

第1 概要

保護命令の制度とは、「配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」を受けた被害者が、配偶者から身体に対する暴力を受けることによりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に、被害者の生命又は身体を確保することを目的として、裁判所が、配偶者に対し、①被害者への接近等の禁止、②被害者への電話等の禁止、③被害者の同居の子への接近等の禁止、④被害者の親族等への接近等の禁止又は⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を内容とする「保護命令」を発令し、配偶者がこれに違反した場合には刑事制裁を加えることで、被害者の生命又は身体を確保しようとする制度である（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「法」という。）第4章及び第6章）。また、生活

も含め、きめ細かな情報の提供に努める。また、地方公共団体と民間団体との連携等の好事例の収集・普及に努めるとともに、民間団体のスタッフ養成への援助や、民間の団体に対する専門的な知識や経験を有するアドバイザーの派遣についても充実を図り、連携を取りつつ積極的な施策の展開に努める。

第3 [同左]

別添 保護命令の手続

第1 概要

保護命令の制度とは、「配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」を受けた被害者が、配偶者から身体に対する暴力を受けることによりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に、被害者の生命又は身体を確保することを目的として、裁判所が、配偶者に対し、①被害者への接近等の禁止、②被害者への電話等の禁止、③被害者の同居の子への接近等の禁止、④被害者の親族等への接近等の禁止又は⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を内容とする「保護命令」を発令し、配偶者がこれに違反した場合には刑事制裁を加えることで、被害者の生命又は身体を確保しようとする制度である（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「法」という。）第4章）。また、生活の本拠を共

の本拠を共にする交際相手から暴力を受けた被害者についても保護命令の制度の対象とされている（法第5章の2）。

第2 [略]

第3 保護命令の申立ての手続

1 申立人

〔(1)・(2) 略〕

(3) また、平成16年改正法により、「配偶者からの暴力」については、身体に対する暴力に限らず、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を含むものとされたが（法第1条第1項）、保護命令の手続の対象となるのは、配偶者からの「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」を受けた被害者に限られる（法第10条第1項柱書）。「身体に対する暴力」とは、身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう（法第1条第1項）。

「生命等に対する脅迫」とは、被害者の生命又は身体に對し害を加える旨を告知してする脅迫をいう（法第10条第1項柱書）。すなわち、配偶者からの精神的暴力は、一般的には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではないことから、平成19年改正法による改正前においては、配偶者からの身体に對する暴力を受けた者のみが保護命令を申し立てられるものとされていたが、被害者の生命又は身体に對し害を加える旨を告知してする脅迫（以下「生命等に對する脅迫」という。）を受けた被害者については、身体に對する暴力を受けていなくても、その後配偶者からの身体に對する

に於ける交際相手から暴力を受けた被害者についても保護命令の制度の対象とされている（法第5章の2）。

第2 [同左]

第3 保護命令の申立ての手続

1 申立人

〔(1)・(2) 同左〕

(3) また、平成16年改正法により、「配偶者からの暴力」については、身体に対する暴力に限らず、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を含むものとされたが（法第1条第1項）、保護命令の手続の対象となるのは、配偶者からの「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」を受けた被害者に限られる（法第10条第1項柱書）。「身体に対する暴力」とは、身体に對する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう（法第1条第1項）。

「生命等に対する脅迫」とは、被害者の生命又は身体に對し害を加える旨を告知してする脅迫をいう（法第10条第1項柱書）。すなわち、配偶者からの精神的暴力は、一般的には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではないことから、平成19年改正法による改正前においては、配偶者からの身体に對する暴力を受けた者のみが保護命令を申し立てられるものとされていたが、被害者の生命又は身体に對し害を加える旨を告知してする脅迫（以下「生命等に對する脅迫」という。）を受けた被害者については、身体に對する暴力を受けていなくても、その後配偶者からの身体に對する

暴力を受ける一定程度の可能性が認められ、その保護の必要性が被害者等から強く求められていること等を受け、平成19年改正法により、一定の要件を充たす場合には、生命・身体に危害が加えられることを防止するため、生命等に対する脅迫を受けた被害者についても、保護命令を申し立てられるものとされたものである。

(4) [略]

[2～4 略]

[第4～第7 略]

第8 保護命令の再度の申立ての手続

1 発令の要件

(1) [略]

(2) 退去命令

了 退去命令が発令された後に当該退去命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去命令の再度の申立てがあつたときの発令要件は、次のとおりである (法第18条第1項、第28条の2)。

配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手 (配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者、生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消し

暴力を受ける一定程度の可能性が認められ、その保護の必要性が被害者等から強く求められていること等を受け、平成19年改正法により、一定の要件を充たす場合には生命・身体に危害が加えられることを防止するため、生命等に対する脅迫を受けた被害者についても、保護命令を申し立てられるものとされたものである。

(4) [同左]

[2～4 同左]

[第4～第7 同左]

第8 保護命令の再度の申立ての手続

1 発令の要件

(1) [同左]

(2) 退去命令

了 退去命令が発令された後に当該退去命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去命令の再度の申立てがあつたときの発令要件は、次のとおりである (法第18条第1項、第28条の2)。

配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手 (配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者、生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消し

<p>た場合にあつては、当該生活の本拠を共にする交際相手であつた者）と共に生活の本拠として居る住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該退去命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去命令を再度発する必要があると認めらるべき事情があること（法第18条第1項本文、第28条の2）。</p> <p>イ <u>ただし、上記アの要件を満たす場合であつても、再度の退去命令を発することにより相手方である配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、裁判所は、退去命令を発しないことができる</u>（法第18条第1項ただし書、第28条の2）。</p> <p>なお、<u>法第18条第1項ただし書の要件については、相手方である配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手において生活に特に著しい支障を生ずると認めらるるに足りる事情を主張立証する必要がありと解されている。</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>た場合にあつては、当該生活の本拠を共にする交際相手であつた者）と共に生活の本拠として居る住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該退去命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去命令を再度発する必要があると認めらるべき事情があること（法第18条第1項本文、第28条の2）。</p> <p>イ <u>再度の退去命令を発することにより相手方である配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手の生活に特に著しい支障を生ずると認められないこと</u>（法第18条第1項ただし書、第28条の2）。</p> <p>上の要件については、相手方である配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手において生活に特に著しい支障を生ずると認めらるるに足りる事情を主張立証する必要がある。</p> <p>2 [同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、令和二年四月一日から適用する。